平成２５年（フ）第３０３号
広島県東広島市西条町寺家4798番地16
債務者　岡崎　和信（旧姓鉄井）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０４号
広島県東広島市西条町寺家4798番地16
債務者　岡崎　好美（旧姓鉄井）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７９号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央３丁目２番23号グレイス宇美101号
債務者　平尾　賢次
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６０号
福岡市東区筥松１丁目４番32―101号
債務者　岡本美由紀
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９５号
福岡県大野城市旭ケ丘２丁目７番７号タウンハウス南ケ丘Ｂ１号
債務者　甲斐田英里（旧姓谷中）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２７号
福岡市西区壱岐団地92番201号
債務者　保坂　金作
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５９号
福岡市博多区板付３丁目７番1111号
債務者　青木　朋子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４８６号
福岡市博多区月隈６丁目７番６―402号
債務者　川添　数弥
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５１６号
福岡市博多区冷泉町７番４―907号
債務者　松尾　一弘
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５２４号
福岡市早良区荒江３丁目９番７―401号
債務者　高橋弥登志
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３３号
福岡市博多区板付３丁目22番707号
債務者　岡江　文雄
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４１号
福岡県春日市下白水南６丁目６番地シャトレ博多南306号
債務者　小島　英樹
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４２号
福岡県春日市下白水南６丁目６番地シャトレ博多南306号
債務者　小島　恵子（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５７４号
福岡県大野城市仲畑４丁目９番14号エリアドゥＯＯＮＯ102号
債務者　立石　　徹
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５７７号
福岡市南区三宅３丁目15番25―302号
債務者　與田　　悟（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８２号
福岡県福津市西福間１丁目14番10号
債務者　落合　良弘
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８４号
福岡市城南区梅林２丁目26番36―203号
債務者　鶴田　治雄
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部